

## 令和3年度 第2回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日時 令和3年6月28日(月) 10:00~10:40
2. 場所 富山労働局5階大会議室(会議室501~503)
3. 出席者  
公益代表委員 長尾会長、高倉会長代理、柳原委員、堀岡委員  
労働者代表委員 中野委員、森川委員、石垣委員、岩崎委員、長山委員  
使用者代表委員 矢坂委員、江下委員、八田委員、藤井委員  
事務局 杉労働局長、小林労働基準部長、  
川倉賃金室長、山岸賃金室長補佐

### 4. 議事次第

- (1) 富山県最低賃金の改正決定について(諮問)
- (2) 富山県最低賃金審議運営事項(案)について
- (3) 当面の審議日程(案)について
- (4) 最低賃金に関する基礎調査の実施について
- (5) 特別小委員会の設置について
- (6) その他

### 5. 資料

別添のとおり

### 6. 議事内容

[山岸賃金室長補佐] 定刻となりましたので、令和3年度第2回富山地方最低賃金審議会を始めさせていただきたいと思っております。本日は、公益代表委員の両角委員、使用者代表委員の毛利委員が御欠席ですが、定足数を満たしておりますので、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

なお、お手元に資料No.1として委員名簿を配付しております。公益代表委員の小股委員退任に伴い、堀岡委員に御就任いただいておりますので御紹介させていただきます。

公益代表の堀岡委員でございます。弁護士でいらっしゃいます。

また、使用者代表の矢坂委員におかれましては、役職が事務局長に変わっておりますので御確認ください。それでは、開会にあたりまして、富山労働局長の杉より御挨拶申し上げます。

[杉労働局長] 委員の皆様には、大変お忙しい中、審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃より労働行政の推進におきまして、格別の御理解・御尽力・御協力を賜っておりますことをこの場を借りて御礼申し上げます。

最低賃金を取り巻く情勢につきましては、いろいろ報道されておりますので皆様十分御案内のことと存じますが、今月18日に閣議決定された「骨太の方針2021」では、最低賃金について「より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む」とされ、報道等で最低賃金への注目度が高まっている中において、先週22日、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会へ今年度の目安について諮問がなされたところです。

その審議会に出席した三原副大臣は、「ポストコロナを見据え、経済の好循環を実現する

ためには、最低賃金を含めた賃金の引上げを継続していくことが不可欠」として、また賃上げしやすい環境整備に向けた政府の取組みを視野に入れながら、「より早期の全国加重平均 1000 円の実現への第一歩となるよう」審議をお願いするといった御発言があったと聞いております。

最低賃金をめぐる情勢は、非常に注目を集めているところでございます。

本日は、本審議会におきましても、中賃への諮問を踏まえまして、地域別最低賃金の改正について諮問させていただき予定としております。

委員の皆様には、貴重なお時間を頂戴するところでございますが、何とぞ御協力を賜りますようお願い申し上げます。

当局といたしましては、審議の結果を最大限尊重させていただきたいと考えておりますので、公・労・使それぞれの異なる立場から十分に議論いただいた上で、一定の結論が導かれることを御祈念申し上げ、冒頭のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

[山岸賃金室長補佐] それでは、長尾会長、審議会の進行、よろしくお願いいたします。

[長尾会長] ただ今から令和 3 年度第 2 回富山地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の会議につきましては、「公開」としておりますので、御承知おき願います。

また、審議につきましては、富山地方最低賃金審議会運営規程に基づいて進めて参りたいと存じますので、よろしくお願い致します。

それでは議事に入らせていただきます。議事 1「富山県最低賃金の改正決定について（諮問）」につきまして、本日、諮問がなされるとのことでございますので、事務局から願います。

[山岸賃金室長補佐] それでは、ただ今より富山労働局長から、富山県最低賃金の改正決定について諮問させていただきたいと存じます。お手数ですが、会長及び局長は、所定の場所まで御移動をお願いします。

[杉労働局長] 富労発基 0628 第 1 号 令和 3 年 6 月 28 日

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明 殿

富山労働局長 杉良太

富山県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、富山県最低賃金（昭和 56 年富山労働基準局最低賃金公示第 3 号）の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

（局長から会長に諮問文を手交）

（事務局は、諮問文写しを各委員及び傍聴人に配付）

[長尾会長] 諮問文につきましては、写しをお手元にお配りしておりますので、御確認いただきたいと存じます。

諮問の趣旨について、事務局から説明してください。

[川倉賃金室長] 今ほど富山労働局長から富山県最低賃金の改正諮問をさせていただきましたが、その趣旨につきまして御説明させていただきます。

最近の県内の経済情勢につきましては、5月31日に富山県が発表した「経済情勢報告」において、「最近の本県の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる」とされており、先行きについても「内外の感染症による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある」としつつも、「感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策などを背景に持ち直しの動きが続くことが期待される」とされております。

また、賃金情勢につきましても、日本労働組合総連合会発表の春季生活闘争の結果では、加重平均で5,233円、率にして1.79%の賃上げ、一般社団法人日本経済団体連合会発表の春季労使交渉の結果においても、企業規模500人未満の中小企業ということですが、加重平均で4,444円、率にして1.72%の上昇が見られ、県内においても同様の状況が認められるなど、変動が認められるところではあります。

加えまして、6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」、いわゆる骨太の方針に、経済好循環の加速・拡大のための取組として最低賃金の引上げが盛り込まれ、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。」とされたところです。

富山県最低賃金につきましては、最低賃金法第12条に基づき、その改正決定について、毎年、貴審議会に調査審議をお願いしているところでございますが、本年におきましては、今ほど申し上げました点にも御配慮いただきまして、御審議のほどよろしく申し上げます。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。労働者側いかがですか。

[労働者側代表委員] ありません。

[長尾会長] 使用者側はいかがですか。

[使用者側代表委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見等がないようですので、当審議会におきましては、諮問に基づき、現下の最低賃金を取り巻く状況等を踏まえ、最低賃金法の趣旨に従って慎重かつ十分

に調査・審議を行いたいと考えます。

諮問のありました富山県最低賃金の改正決定につきましては、今後、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定に基づき専門部会を設置し、同専門部会において審議を進めることとなりますのでよろしくお願いいたします。

次に、議事 2 「富山県最低賃金審議運営事項（案）について」につきまして、事務局から説明してください。

[山岸賃金室長補佐] お手元に、資料 No. 2 として、富山県最低賃金審議運営事項(案)をお配りしております。委員の皆様においては、内容を御確認いただきますようお願いいたします。

御確認いただきましたでしょうか。内容につきましては、例年のものと特段変わりはありません。

なお、審議運営事項(案)の記の 3 におきまして、「専門部会において全会一致で議決した場合に限り、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする。」としておりますが、その適用に当たっては、「専門部会の決議をもって本審議会の決議とする」ことについて、あらかじめ本審議会で議決しておくことが要件となっております。以上です。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見等がないようですので、富山県最低賃金審議運営事項につきましては原案どおりといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、富山県最低賃金審議運営事項につきましては、原案どおりといたします。

併せて、「専門部会において全会一致で議決した場合には、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする」ことにつきましても、本審議会において議決したものといたしますので、御承知おきください。

次に、富山県最低賃金審議運営事項の記の 2 にございます「参考人からの意見聴取等」についてですが、今後、専門部会において、関係労使の参考人意見表明を行うこととなります。この場では、労使双方に、意見表明書の提出に向けて御努力をお願いしておきたいと思えます。

それでは、意見表明書の提出に関して、事務局からお願いします。

[山岸賃金室長補佐] 参考人意見表明書の様式は、資料 No. 3 としてお配りしております。意見表明書につきましては、専門部会までに記載内容の確認等も必要ですので、7 月

13日（火）までに事務局へ提出していただきますようお願いいたします。

[長尾会長] 事務局から提出期限について要望がありましたが、これについて御意見や御質問はございますでしょうか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見等がないようですので、事務局の要望どおり御提出をお願いいたします。

なお、当審議会では、従来から「参考人意見表明書の提出がなくても、審議しないことはしない」という取扱いをしておりますので、今年度もそのように進めたいと思います。よろしいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[長尾会長] 異議がないようですので、従来どおりの取扱いとさせていただきたいと思っております。

次に、議事3「当面の審議日程（案）について」につきまして、事務局から説明してください。

[川倉賃金室長] 当面の審議日程について説明させていただきます。資料No.4を御覧ください。

第1回本審でも申し上げましたが、今年度は、東京五輪の関係から、中央の審議スケジュールが若干前倒しとなっており、6月22日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に目安に係る諮問がなされ、7月16日頃までには答申がなされるものと見込んでおります。

一方、富山県（地域別）最低賃金は、例年、10月1日発効を目指して御審議いただいておりますが、資料No.4裏面の「令和3年度答申日別最短効力発生予定日一覧表」のとおり、今年度につきましては、10月1日発効とするには8月5日までに答申を頂く必要がございます。

このため、中賃答申が見込まれる7月16日の翌週の開庁日、すなわち7月19日から、答申期限の8月5日までの期間を中心として、委員の皆様の御都合等も踏まえて日程を組ませていただいております。

具体的な審議日程を御説明いたします。

今回は、7月21日（水）15：00から第3回本審を開催していただき、中賃目安伝達のほか、労働経済等関係指標、最低賃金基礎調査結果等について説明させていただく予定としております。

また、同日は、本審に引き続き、第1回専門部会を開催していただき、部会長等の選出、部会運営規程及び審議日程の決定、中賃目安・労働経済指標・基礎調査結果に係る補足説明の後、お時間が許せば、労使の基本的主張並びに金額等審議をお願いできればと考えております。

この後、専門部会につきましては、7月28日(水)、8月3日(火)、8月4日(水)、8月5日(木)と日程を確保しておりますので、専門部会において調整していただければと思います。

第4回本審は、10月1日発効の答申期限である8月5日(木)14:00に設定しております。同日までに専門部会において全会一致で結審した場合は、先ほど議決いただきましたとおり、専門部会の決議が審議会の決議となり、専門部会において答申を頂きますので、本審では専門部会報告のみとなりますが、全会一致に至らなかった場合は、本審において改めて金額等審議を行っていただき、できれば同日答申を頂きたいと考えております。

また、第4回本審では、特定最賃改正の必要性の有無に係る諮問を予定しており、引き続き、必要性の有無を審議する特別小委員会を開催していただければと考えております。日程がタイトとなりますが、何とぞよろしく申し上げます。

8月5日までに地域別最賃改正の答申を頂いた場合は、8月20日(金)が異議申出締切日となりますので、その翌開庁日である8月23日(月)10:00に第5回本審を設定しております。異議申出があった場合は、この本審で異議の取扱いについて御審議の上、答申を頂きたいと存じます。

併せて、第5回本審では、特定最賃改正の必要性について答申を頂き、それを受けて、特定最賃の改正決定について諮問を行わせていただく予定としております。

なお、地域別最賃の改正審議が長引いた場合に備え、8月6日(金)を第4回本審の予備日とさせていただきます。答申が8月6日となった場合は、異議申出期間も繰り延べられるため、第5回本審も予備日の8月24日(火)に繰延べさせていただきたいと考えております。

8月6日にも答申いただけない場合は、別途日程調整させていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、また、大変暑い時期ではございますが、何とぞ御理解・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見等がないようですので、地域別最低賃金の改正を中心とする当面の審議日程につきましては、原案のとおりといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[長尾会長] 異議なしとのことですので、当面の審議日程につきましては、原案のとおりといたします。委員の皆様には御協力をお願いします。

続きまして、議事4「最低賃金に関する基礎調査の実施について」につきまして、事務局から説明してください。

[川倉賃金室長] 今年度の「最低賃金に関する基礎調査」の実施につきまして説明いたします。

資料No.5の「最低賃金に関する基礎調査 調査計画」を御覧ください。

本調査につきましては、総務省の指摘等を踏まえ、令和元年度以降毎年見直しが行われており、今年度は、より安定的な運用が可能となるよう、標本設計の見直しが行われました。これに伴い、富山県における調査対象事業所数は、地域・特定合わせて、昨年度の約2,100件から約1,600件に変更されております。

このほか、記入しやすさの観点から、調査票が一部変更されております。

変更に際しては総務省の承認を得ており、統計理論上精度も維持されているとのことから、調査結果への特段の影響は生じないものと考えております。

それでは、調査計画の各項目について御説明いたします。

1の「調査の目的」につきましては、最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資するため、労働者の賃金の実態を把握することを目的としております。

2の「調査対象の範囲」につきましては、「製造業」及び「情報通信業のうち新聞業、出版業」は100人未満、「卸売業、小売業」から「サービス業」までは30人未満の事業所としております。ただし、百貨店、総合スーパーにつきましては、特定最低賃金が設定されている関係上、50人以上の事業所としております。いずれも従来と変更はありません。

3の「報告を求める個人又は法人その他の団体」につきましては、富山県における地域別最賃のための調査対象は1,211事業所、特定最賃のための調査対象は428事業所で、合計1,639事業所となっております。事業所の選定は、産業、規模別に「層化無作為抽出」という方法で行っております。

4の「報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間」につきまして、調査事項は、(1)のA及びイに示す各項目、基準となる期日は、(2)のとおり令和3年6月1日現在としております。

5は飛ばしまして、6の「報告を求める期間」につきまして、調査期間は、東京五輪開催を見据えて昨年度より前倒しされ、令和3年5月中旬から6月上旬までと設定しております。なお、期日以降に提出のあったものにつきましても、精度向上のため、可能な限り集計に加えることとしております。

7の「集計事項」及び8の「結果の公表」につきまして、調査結果は、審議会へ資料として提出させていただくほか、第1表から第4表まで形で集計し、後日ホームページで公表することとしております。

9の「使用する統計基準」につきましては、日本標準産業分類によることとしております。

最後に、10の「その他」に記述のとおり、富山県における必要数は、地域別最賃が700事業所、特定最賃は各業種合計で247事業所となっております。明細区分は別添のとおりです。説明は以上です。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 特になければ、議事の5の「特別小委員会の設置について」の審議に入りたいと思います。

特定最低賃金の改正決定につきましては、2月末までに3件の意向表明があり、7月末までに申出がなされる予定となっております。

なお、申出をしていただいた特定最低賃金の改正決定等の必要性の有無を審議するに当たって、従来どおり「特別小委員会」を設置することといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[長尾会長] 御異議がないようですので、「特別小委員会」を設置することといたします。それでは、特別小委員会運営規程（案）について、事務局から説明してください。

[山岸賃金室長補佐] それでは、お手元に資料No.6として特別小委員会運営規程（案）をお配りしております。委員の皆様においては、内容を御確認いただきますようお願いいたします。

御確認いただきましたでしょうか。なお、内容につきましては、例年と変わっておりません。

[長尾会長] ただ今の運営規程（案）について、何か御意見等はございますか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 御意見等がないようですので、この規程によりまして特別小委員会を運営していくことといたします。

また、この特別小委員会の委員につきましては、労働者代表委員及び使用者代表委員の推薦を受けて会長が指名することとなっておりますので、候補者名簿を7月13日（火）までに事務局に提出していただきますよう、お願いいたします。

推薦用紙につきましては、労働者側は中野委員、経営者側は矢坂委員の卓上にお配りしておりますので、御確認ください。

それでは、議事6「その他」ですが、何かございますか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 事務局から連絡事項等ございましたら、お願いします。

[山岸賃金室長補佐] 本日、富山県最低賃金の改正決定について諮問させていただきましたので、当局では、法令に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴取するための公示を行います。公示期間は、本日から7月13日（火）までとなっております。御承知おき

ください。

次に、署名の件で御報告がございます。6月24日（木）に、富山県労働組合総連合から、「最低賃金の大幅アップで、貧困の解消・経済の好循環を」「富山県の最低賃金の大幅改善を求める要請」と題し、富山県最低賃金849円を、時間額1,500円をめざして引き上げること等を求める富山労働局長及び審議会長あての署名が4,202筆提出されております。

署名につきましては、事務局側のテーブルに置いてあります。

次回、第3回本審は、令和3年7月21日（水）午後3時00分から、富山労働局で開催を予定しておりますので、御出席のほどよろしく申し上げます。

[長尾会長] 当審議会に寄せられた署名につきましては、今後の審議の参考にさせていただくことにいたしたいと存じますので、よろしく申し上げます。

以上で、予定しておりました議事は全て終了いたしました。

議事録確認担当委員につきましては、私のほか、労使各側代表委員1名ずつの合計3名とされており、従来から、労働者側、使用者側とも輪番制とすることで御確認いただいております。

本日の会議の議事録確認担当委員につきましては、私のほか、  
労働者代表委員からは、森川委員  
使用者代表委員からは、江下委員  
のお二人をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、本日の審議を終了させていただきます。お疲れ様でした。